千葉工業大学 公益通報制度

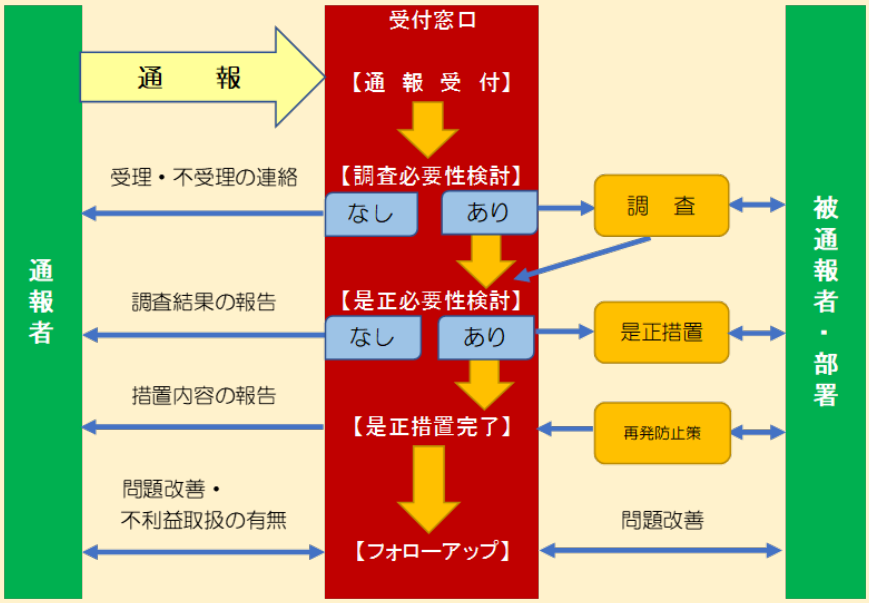
■公益通報とは？

本学における組織又は教職員等について、法令及び本学の規程等に違反し、又は違反するおそれのある行為が生じている旨を通報又は相談することをいいます。

ただし、虚偽、他人の誹謗中傷、噂に基づくものや信頼性のないものなどは受け付けておりません。これは国の公益通報者保護法及びこれに基づく本学の「公益通報等に関する規程」によるものです。

詳細については本学ホームページの「大学案内 → 健全な運営のための取り組み → 公益通報への対応」をご覧ください。

【公益通報の流れ】



■通報・相談できる方々

- 法人または大学の業務に従事する教職員（派遣、業務委託等を含む）、又は通報の日から 1 年以内に教職員であった者
- 本学の学生又は通報の日から 1 年以内に学生であった者、及び保護者
- 法人が委託した業務に従事している労働者、又は通報の日から 1 年以内に従事していた労働者であった者
- 本学と取引を行う業者

■秘密の保持及び通報・相談者の保護

調査等の対応上必要な場合を除き、通報者の氏名等、個人が特定されうる情報、通報内容、調査の内容及び調査の結果等を他に開示することはありません。

また、通報・相談者が通報又は相談したことにより、不利益な取扱いを受けることはありません。万一、通報・相談者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合、就業規則に基づき法人（大学）が必要な処置を行い、通報・相談者を守ります。

■通報の方法及び受付

通報・相談の際は「公益通報」であることを明らかにして電話、メール、ＦＡＸ、書面、面談のいずれかの方法にてお申し出ください。原則として、自らの氏名及び連絡先を明らかにしてください（匿名でも受付けます）。その際は、本学 WEB サイトにある「公益通報・相談受付シート」をご利用ください。

【公益通報 URL】

https://chibatech.ac.jp/about/compliance/notice.html

■受付窓口

【学内】

〇監査室（津田沼校舎 １号館２階）
TEL：047-478-0194　　FAX：047-478-0196
受付時間：平日９：00～17：00　（土・日・祝日及び本学の休業日を除く）
e-mail：kansa-stf@chibatech.ac.jp
郵送：〒275-0016　千葉県習志野市津田沼 2-17-1
学校法人 千葉工業大学　監査室内　公益通報受付・相談窓口　宛

〇教学センター（本学学生のみ対象）
TEL：047-478-0230　（津田沼学生担当）
TEL：047-454-9756　（新習志野学生担当）
e-mail：gakusei-stf@chibatech.ac.jp　（両校舎共通）
郵送：　教学センター内　　公益通報受付・相談窓口　宛（住所は監査室と同様）

【学外】

〇弁護士法人法律事務所ヒロナカ
TEL：03-3234-0507　　FAX：03-3234-0508
受付時間：平日９：30～17：30　　（土・日・祝日を除く）
e-mail：madoguchi@office-hironaka.jp

■公益通報の際に必要な情報

- 氏名（匿名可）
- 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）
- 被通報者（法令違反を行っている教職員・事業者等）
- 通報者と被通報者の関係
- 法令違反又は法令違反のおそれがある行為の内容（いつ、どこで、誰が、何をしたか等）と該当法令
- 法令違反又は法令違反のおそれがある行為について信ずるに足りる理由（通報内容が事実であることを裏付ける証拠や信用性の高い証言等）

※匿名での通報は可能ですが、より正確な調査を行うため、内容について当方から詳細を確認させていただく場合もあります。可能な限り連絡先をお知らせくださるようご協力をお願いいたします。

※「ハラスメントに関する相談」は、別に定める規程に基づき、ハラスメント防止委員会が対応いたします。

■本法人に関係する公益通報の対象となる主な法律

- 学校教育法
- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
- 放射性同位元素等の規制に関する法律
- 文化財保護法
- 著作権法
- 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律　　など

通報制度については、密告を連想するなど、マイナスイメージをもたれる方もおられるかもしれませんが、違反行為の早期発見により、事態の深刻化を防止することに役立つとともに、違反行為に対する抑止効果も期待できます。これらの趣旨をご理解いただき、ぜひご協力をお願い致します。

問い合わせ先：学校法人千葉工業大学　監査室（℡：047-478-0194）